HOTEL LANDMARK UMEDA

© HOTEL LANDMARK UMEDA 2026
All Rights Reserved.

宿泊約款・利用規則 Accommodation Terms and Conditions / House Rules

当ホテルは、お客様に安全かつ快適にご利用いただくとともに、ホテルの公共性及び秩序を維持するため、宿泊約款と一体をなす以下の利用規則を定めております。本規則に違反した場合は、宿泊約款第 8 条の規定に基づき、宿泊契約の解除、退去の要請その他必要な措置を講じることがあります。

制定日：1996 年 8 月 8 日
最終改定日：2026 年 6 月 25 日
Document No.：T&C-2026-01

利用規則

利用規則 1 寄託物・お預かり品等の取扱い

当ホテルには客室内金庫を設置しておりません。現金、貴金属その他の貴重品及び重要な物品は、お客様ご自身の責任において管理してください。
当ホテルは、お客様の手荷物その他の物品について、当ホテルが保管可能と判断し、かつ明示的に承諾した場合に限り、お預かりいたします。
お預かり後であっても、安全管理上又はホテル運営上必要がある場合は、お客様へ返還し、お預かりを終了することがあります。
なお、次の各号に掲げる物品については、お預かりをお断りいたします。

1. 現金、有価証券、印紙、切手、商品券その他これらに類する財産的価値を有する物品
2. 貴金属、宝石、高級時計、美術品その他高額又は代替困難な物品
3. 情報記録装置を有する機器（パソコン、携帯電話、タブレット端末、ゲーム機その他 IT 機器）及び記録媒体（HDD、SSD、USB メモリ、SD カード、CD-R、DVD-R その他これらに類するもの）
4. 個人情報、機密情報、営業情報その他重要な情報又はデータを含む物品
5. 冷蔵又は冷凍保管を要する物品
6. 生花、観葉植物その他当ホテルが保管又は管理困難と判断する物品
7. 危険物、発火性物質、腐敗しやすい物品、異臭を発する物品その他法令又は公序良俗に反する物品
8. その他当ホテルが保管又は管理上不適当と合理的に判断する物品

当ホテルがお預かりを承諾した場合であっても、保管場所、保管方法、安全管理その他保管管理上の理由により、お預かりを終了し、返還をお願いすることがあります。
当ホテルは、お預かり品の内容確認又は開封確認を行う義務を負いません。ただし、法令に基づく場合又は安全管理上やむを得ない必要があると当ホテルが判断した場合には、法令に従い必要な措置を講じることがあります。
当ホテルがお預かりを承諾した物品の補償その他の取扱いについては、宿泊約款第 16 条の定めによるものとします。

利用規則 2 客室清掃時の私物管理について

当ホテルでは、明らかに不要物と判断される物品（ゴミ箱内の物品、空容器、包装紙、使用済みアメニティその他通常廃棄目的と判断される物品）を除き、お客様の所有物と思われる物品を故意に廃棄することはありません。
ただし、次の各号に該当する物品については、客室清掃上、ゴミ又は不要物と誤認され、回収又は廃棄される場合があります。

1. ゴミ箱内又はゴミ箱付近に置かれている物品
2. 包装紙、紙袋、ビニール袋、空箱、空容器等に入った状態で放置されている物品
3. 食品、飲料、使用済みアメニティその他不要物と混在している物品
4. 一見して使用済み又は不要物と判断される物品
5. その他通常の客室清掃において不要物と判断され得る状態で置かれている物品
6. お客様は、保管を希望する物品について、ゴミ又は不要物と誤認される状態で放置しないものとします。

現金、貴金属、宝石、高級時計、電子機器、記録媒体、重要書類、思い出の品その他代替困難な物品については、お客様ご自身の責任において管理してください。

お客様から私物の紛失、滅失、盗難又は誤廃棄に関する申告があった場合には、お客様には、当該物品の所有、客室内への持込み、保管状況、価額、最後に確認した日時及び場所並びに損害発生の事実について、合理的な資料又は具体的な説明によりご協力いただくものとします。

当ホテルは、事実確認のため、購入履歴、領収書、保証書、写真、製品情報、クレジットカード利用明細その他当ホテルが必要と認める資料の提示をお願いする場合があります。

お客様の申告のみをもって、当該物品の存在、価額、損害発生の事実又は当ホテルの責任が当然に認められるものではありません。

当ホテルは、客観的資料、関係者への聞き取り、館内記録、清掃記録その他合理的な調査結果に基づき判断し、お客様には、当ホテルによる合理的な調査に協力していただきます。

合理的な調査を行っても、当該物品の存在、価額、損害発生の事実又は当ホテルの責任を確認できない場合には、お客様の請求に応じられないことがあります。

私物の紛失、盗難、滅失、誤廃棄その他の損害に関する当ホテルの責任及び補償については、宿泊約款第 16 条、第 21 条及び第 22 条の定めによるものとします。

利用規則 3 客室の利用人数

契約人数を超える客室への入室、滞在又は宿泊は固くお断りいたします。

契約人数を超える利用が判明した場合には、当ホテルは直ちに当該利用を中止させることができるものとし、超過人数分の追加宿泊料金その他当ホテル所定の料金を請求し、必要に応じて空室状況に応じた別室の利用を求めることがあります。

お客様が当ホテルの指示に従わない場合、契約人数を超える利用その他宿泊契約に反する不正な客室利用を行った場合又は当ホテルが故意若しくは悪質な行為と合理的に判断した場合には、宿泊約款第 8 条に基づき宿泊契約を解除し、直ちに退去していただきます。

この場合、当ホテルは既に受領した宿泊料金を返金せず、違約金その他当ホテルに生じた合理的な損害を請求することがあります。

契約人数を超える利用により当ホテル、他のお客様又は第三者に損害が生じた場合には、お客様は当ホテル、他のお客様又は第三者に生じた一切の合理的な損害（営業上生じた損害を含みます。）を賠償するものとします。

利用規則 4 反社会的勢力等に該当する場合

宿泊しようとされる者又は宿泊者が、次の 1 から 3 に該当すると認められるときは、当ホテルは宿泊契約の締結を拒否し、又は既に締結した宿泊契約を直ちに解除します。

1. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
2. 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
3. 法人その他の団体で、その役員等のうちに暴力団員又は反社会的勢力に該当する者がいるもの

利用規則 5 禁止される行為

当ホテルの利用に当たり、お客様は、次に掲げる行為をしてはなりません。

第 1　宿泊契約・宿泊資格

1. 宿泊以外の目的で客室を利用し、又は当ホテルが認めた用途以外の用途に客室を使用する行為
2. 宿泊契約上の地位又は客室利用権を第三者へ譲渡し、転売し、又は営利目的で利用する行為
3. 外来者を客室内へ招き入れ、入室させ、又は滞在させる行為、宿泊契約又は宿泊登録をしていない者を客室内に宿泊又は滞在させる行為、契約人数を超えて客室を利用させる行為、その他宿泊料金の全部又は一部の支払を免れる目的で不正に客室を利用する行為
4. 本人確認を回避する目的で第三者に宿泊資格を利用させる行為
5. チェックアウト時刻経過後、当ホテルの承諾なく客室を継続利用する行為

© HOTEL LANDMARK UMEDA 2026 無断転載・複製・改変禁止

第２　本人確認・予約・決済

6. 当ホテルの利用に当たり、虚偽の情報を登録し、若しくは提供し、又は偽造、変造その他不正な身分証明書若しくはこれに類する書類を提示し、若しくは使用する行為
7. 他人名義を使用し、第三者になりすまし、他人の宿泊予約を利用し、又は虚偽の身分若しくは資格により宿泊し、若しくは宿泊しようとする行為
8. クレジットカードその他決済手段を偽造し、不正に使用し、他人名義の決済手段を使用し、又はこれらに類する不正な決済を行う行為
9. 正当な理由なく宿泊予約とその取消しを繰り返す行為、大量の宿泊予約を行った後に取り消す行為、客室を不当に確保する目的で宿泊予約を行う行為その他これらに類する行為
10. 複数の名義、複数の予約サイト又は複数のアカウントを利用して客室を不当に確保し、他のお客様の予約機会を妨げる行為

第３　館内秩序・安全

11. 泥酔、著しい不衛生状態、威圧的な言動その他他のお客様又は従業員の安全、衛生若しくはホテルの秩序に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると当ホテルが合理的に判断する状態で来館し、又は館内若しくは客室を利用する行為
12. 他のお客様又は従業員に対し、身体的特徴、服装、刺青、言動その他の態様により威圧し、心理的圧迫を与える行為
13. 客室外の共用部において、刺青、タトゥーその他これらに類するものを、他のお客様に威圧感又は不安を与える態様で露出し、又は当ホテルの合理的な指示に反して露出を継続する行為
14. 客室又は館内において、飲酒その他により正常な判断能力を失い、安全管理上支障を生じさせる行為
15. 客室又は館内において、放歌高吟、奇声、粗暴行為、悪臭その他著しい迷惑を生じさせる行為
16. 客室内又は共用部において、大声での会話、深夜の通話、テレビ、音楽、楽器の演奏、スピーカーその他音響機器の過度な使用、ドアの乱暴な開閉、廊下での長時間の会話、複数名での飲酒宴会、パーティー、大きな振動を伴う行為その他他のお客様に迷惑を及ぼす行為
17. わいせつ物その他公序良俗に反し、又は当ホテルの品位を損なう物品を人目につきやすい場所へ置き、掲示し、展示し、又はこれらに類する方法により表示する行為
18. 法令に違反しない場合であっても、社会通念上相当性を欠き、当ホテルの品位又は館内の秩序を著しく害する行為
19. 窓から物品を投棄し、身を乗り出し、窓の外へ出ようとし、又はこれらに類する危険な行為

第４　従業員・他のお客様・当ホテルへの迷惑行為

20. 他のお客様の客室前で滞留し、待ち伏せし、又は無断で訪問する行為
21. 従業員に対するカスタマーハラスメント、暴言、脅迫、威迫、つきまとい、威圧的言動、過剰な要求、金品提供の強要その他業務を妨害する行為
22. 従業員との応対を威迫又は交渉材料とする目的で録音、録画又は配信する行為
23. 従業員又は他のお客様に対し、性的な言動、身体への接触、性的な発言、性的な要求その他相手方に不快感又は恐怖感を与える行為
24. 正当な理由なく繰り返し従業員を呼び出し、又は長時間拘束する行為
25. 当ホテル又は従業員に対し、社会通念上許容される範囲を超える要求、誹謗、中傷、威嚇、嫌がらせその他業務を妨害する行為、又は虚偽の事実若しくは当ホテル若しくは従業員の信用若しくは名誉を不当に害する内容を SNS、口コミサイトその他の媒体へ投稿、配信又は公表する行為
26. 他のお客様の氏名、客室番号、宿泊の有無その他個人情報の開示を求め、又はこれを取得しようとする行為

第５　撮影・録音・インターネット投稿

27. 当ホテルの許可なく、営業、商業、報道その他通常の宿泊利用を超える目的で写真又は動画を撮影する行為、又は当ホテル若しくは第三者の権利利益、安全管理若しくはホテル運営を侵害し、又はそのおそれがある写真若しくは動画をインターネット、SNS その他不特定又は多数の者が閲覧可能な媒体へ投稿、配信、公表又は公衆送信する行為（ライブ配信及び録画配信を含みます。）。ただし、個人的な記念撮影その他通常の宿泊利用の範囲内と認められるものを除きます。
28. 当ホテル又は他のお客様の信用、名誉、プライバシーその他の権利利益を侵害し、虚偽の事実の流布、業務妨害その他当ホテルの正常な運営に現実の支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある内容を SNS その他インターネット上へ投稿、配信又は公表する行為、並びに防犯設備、防犯カメラ、客室番号、マスターキー、避難設備その他当ホテルの安全管理又は防犯上重要な情報を、当ホテルの承諾なく公開する行為
29. 当ホテル又はその名称、所在地、客室その他施設について、幽霊、心霊現象、死亡、事件、事故、犯罪その他これらに類する事実が存在し、又は存在するとの印象を与える内容を、合理的な根拠なく、事実と異なり、又は誤解を招く態様で投稿、配信又は公表する行為
30. 他のお客様又は従業員のプライバシー、権利利益若しくは安全を侵害し、又は当ホテルの運営に支障を及ぼす目的若しくは態様による録音、盗聴その他これらに類する行為
31. 他のお客様又は従業員の業務若しくはプライバシーを妨げるライブ配信その他リアルタイムで映像又は音声を配信する行為
32. 宿泊者その他第三者又は当ホテルの著作権、商標権その他の知的財産権、営業秘密、プライバシー、人格権その他の権利を侵害し、又は侵害するおそれのある行為

© HOTEL LANDMARK UMEDA 2026 無断転載・複製・改変禁止

33. 客室、浴室、トイレ、廊下、客室ドアののぞき穴（ドアスコープ）付近その他館内において、他のお客様又は従業員のプライバシーを侵害し、又は侵害するおそれのある撮影、録画、録音、盗撮、のぞき見その他これらに類する行為

第６　防犯・立入禁止

34. 客用以外の施設、バックヤード、機械室、倉庫、リネン室、非常階段（非常時を除きます。）その他スタッフ専用場所へ正当な理由なく立ち入る行為
35. ルームキーその他当ホテルが貸与した鍵を複製し、複製させ、譲渡し、貸与し、正当な理由なく返却せず、又は不正に使用する行為
36. 客室ドアを開放したまま客室を離れる行為
37. 客室ドア、シリンダー錠、ドアチェーン、ドアクローザーその他施錠又は防犯機能を損傷し、改変し、又はその機能を妨げる行為
38. 客室ドアを開放したまま利用し、ドアストッパー、物品その他の方法により開放状態を継続し、又は施錠若しくは閉鎖を妨げる行為

第７　犯罪・危険物・違法行為

39. 客室又は館内において、窃盗、詐欺、恐喝、暴行、傷害、器物損壊その他犯罪行為又はこれらのおそれがある行為
40. 客室又は館内において、賭博、法令に違反するオンライン賭博その他賭博類似行為その他法令に違反し、又は公序良俗に反する行為
41. 次の物品を持ち込む行為
 イ）覚醒剤、麻薬、大麻その他法令により所持が禁止されている薬物
 ロ）発火性、引火性又は爆発性を有する物品その他危険物
 ハ）銃砲、刀剣類、弓、ボーガンその他これらに類する危険性のある物品
 ニ）通常の宿泊利用を著しく超える量又は重量の荷物その他の物品
 ホ）悪臭を発する物品
 ヘ）ごみその他客室の衛生環境を損なう物品
 ト）ホテル内での使用を目的とする調理器具、電熱器具その他当ホテルが承認していない電気機器又は発熱機器
 チ）その他当ホテルが持込みを禁止した物品
42. 客室又は館内において、危険物の製造、調合、精製、加工、実験その他これらに類する行為
43. 客室又は館内において、覚醒剤、麻薬、大麻、危険ドラッグその他法令により所持、使用、譲渡、譲受、売買、製造又は栽培等が禁止されている薬物に関する法令違反行為その他これらに類する行為
44. 他のお客様又は当ホテルの忘れ物、遺留品その他自己の所有物でない物品を持ち去る行為

第８　防火・防災・禁煙

45. 禁煙客室及び館内共用部において、紙巻たばこ、加熱式たばこ、電子たばこ、葉巻その他これらに類するものを喫煙する行為、ベッドその他火災の危険がある場所で喫煙する行為、又は当ホテルが指定する場所以外で喫煙する行為（当ホテル館内に共用の喫煙スペースはありません。）
46. モバイルバッテリーその他充電機器を布団、枕その他可燃物の上で充電する行為
47. 客室内でお香、線香、芳香器その他煙、蒸気又は強い臭気を発する物を使用する行為
48. 客室内で調理を行い、又は火気（カセットコンロ、炭火、ろうそく、線香、固形燃料その他これらに類するものを含みます。）を使用する行為
49. 当ホテルが貸与又は承認したものを除き、発熱器具、調理器具その他火災、停電又は設備損傷のおそれがある機器を使用する行為
50. 非常口、防火戸、避難経路、消防設備その他防災設備の機能を妨げ、避難経路を塞ぎ、又はこれらをみだりに操作する行為
51. 非常通報設備、火災報知設備その他警報設備を正当な理由なく作動させ、操作し、又はその機能を妨げる行為

第９　衛生・荷物・客室環境

52. ごみその他廃棄物を当ホテルが指定する方法によらず廃棄する行為
53. 家庭ごみ、事業ごみその他通常の宿泊利用を超える量の廃棄物を持ち込み、又は処分させる行為
54. 客室内に著しく大量のごみ、食品その他衛生環境を悪化させる物を放置し、又は衛生環境を悪化させる行為
55. 客室内又は館内において、悪臭、煙、蒸気、粉じんその他著しい臭気又は衛生上支障を生じさせる行為

© HOTEL LANDMARK UMEDA 2026 無断転載・複製・改変禁止

56. フードデリバリーサービス、宅配便その他第三者による物品等の配達又は受渡しについて、当ホテルが指定する場所、方法又は手順に従わない行為
57. 当ホテルの承諾なく、荷物、宅配便その他物品を館内へ配送させ、又は当ホテルに受領させる行為
58. 客室内、窓際その他館内に洗濯物を干す行為
59. 浴槽、洗面台その他設備から著しく湯水をあふれさせる行為その他館内に漏水を生じさせ、又は生じさせるおそれのある行為
60. ユニットバス又はトイレで染毛剤、漂白剤その他当ホテルが設備の汚損、変色、腐食その他損傷のおそれがあると判断する薬剤を使用する行為
61. 排水設備、便器、洗面台その他設備に異物その他設備の詰まり、漏水又は故障を生じさせるおそれがある物を投入し、又はこれらを生じさせる行為
62. 害虫、害獣その他衛生管理上支障を生じさせるおそれのある生物、物品又はこれらが付着しているおそれのある物品を持ち込む行為
63. 盲導犬、介助犬、聴導犬その他法令上認められる補助犬を除き、動物、鳥類、爬虫類、昆虫その他生物を館内又は客室へ持ち込み、飼育し、一時的に滞在させ、又はホテル敷地内に放置する行為

第 10　設備・備品の保護

64. 客室ドア、壁その他館内設備を蹴る、殴るその他衝撃を加える行為
65. 館内設備、備品その他物品を移動し、配置を変更し、加工し、持ち出し、又は本来の用途以外に使用する行為
66. 窓、壁その他館内に写真、ポスター、シールその他ホテルの美観を損なう掲示物を貼付し、落書きその他ホテルの美観を損なう行為

第 11　営業活動・通信設備・IT 利用

67. 客室内通信設備の配線を変更し、無許可の機器を接続し、通信環境を変更し、又は過度な電気使用により施設運営に支障を生じさせる行為
68. 客室内又は館内で営業活動、広告活動、宣伝活動、勧誘活動、講演会、説明会、セミナー、集会、宗教活動、政治活動、募金活動、署名活動その他これらに類する活動を行う行為
69. 当ホテルの許可なく、広告物、チラシ、パンフレット、ビラ、ポスター、名刺その他これらに類する物を配布し、掲示し、設置し、投函し、又は頒布する行為
70. システムその他のコンピューターへ不正にアクセスし、有害なプログラム等を送信し、使用し、実行し、又はこれらに類する行為
71. 客室又は館内において、ドローンその他無人航空機、無人飛行体又はこれらに類する機器を飛行させ、又は使用する行為
72. ホテル設備又は当ホテルが提供する通信設備を利用して暗号資産の採掘その他通常の宿泊利用を著しく超える電力若しくは通信を消費し、又は継続的な情報処理その他施設運営に支障を及ぼす行為

第 12　共用部の利用

73. ロビーその他共用部の電源又はコンセントを、当ホテルの承諾なく使用し、又は長時間占有する行為
74. ロビーその他共用部において、宴会、飲酒、座り込み、寝転び、睡眠その他通常の利用の範囲を超えて施設を占有する行為
75. ロビーその他共用部において、荷物、私物その他の物品を広げ、整理し、梱包し、又は通路若しくは共用設備の利用を妨げる行為
76. 廊下、ロビーその他共用部に、荷物、私物その他の物品を放置し、又は通行若しくは施設利用の妨げとなる状態に置く行為
77. ロビー、廊下その他共用部において、大声での会話、深夜の通話、スピーカー、スピーカーフォンその他音響機器の使用その他他のお客様の迷惑となる騒音を発生させる行為
78. 浴衣、スリッパその他当ホテルが客室内での利用を目的として提供するものを着用し、又は下着その他これらに類する服装で、ロビーその他共用部を利用する行為
79. ホテル備付けの台車その他貸与備品を長時間占有し、客室内へ持ち込み、返却せず、又は本来の用途以外に使用する行為
80. 共用部において、長時間荷物の整理、飲食、睡眠、休憩、執務、会議その他チェックイン又はチェックアウトに通常必要な範囲を超えて施設を占有する行為

第 13　生命・身体・緊急対応

81. 客室又は館内において、自殺、自傷その他自己又は他人の生命若しくは身体に危険を及ぼす行為
82. 虚偽の通報その他により警察、消防、救急その他関係機関を出動させる行為

第 14　その他・指示遵守

83. その他安全、衛生又は施設管理に支障を生じさせ、又は生じさせるおそれのある行為
84. その他当ホテルが合理的な理由に基づき不適切と判断する行為、本利用規則その他当ホテルの定め又は宿泊約款に違反する行為

© HOTEL LANDMARK UMEDA 2026 無断転載・複製・改変禁止

85. 客室又は館内において、当ホテルの従業員又は責任者による業務上又は安全管理上必要かつ合理的な指示に従わない行為

第 15　違反時の措置

前各項に定める禁止行為に違反した場合には、当ホテルは宿泊約款第 8 条に基づき宿泊契約を解除し、退去、施設利用の中止その他当ホテルが必要と認める措置を講じることがあります。また、当ホテル、他のお客様又は第三者に損害が生じた場合には、お客様に、当該損害及びこれに伴い当ホテルが負担した合理的な費用を賠償していただきます。

利用規則 6 客室の利用方法

1. 客室は宿泊以外の目的で利用しないでください。
2. 外出時及び就寝時には、客室の施錠を確認してください。
3. 客室設備、備品及び貸出品は、本来の用途に従って使用してください。
4. 客室内及び共用部は清潔な状態で利用し、ごみは当ホテルが指定する方法で処分してください。
5. お客様は、客室、設備又は備品に異常、故障、破損、汚損、漏水、害虫その他衛生上又は安全上の異常を認識した場合には、損害の拡大防止及び事実確認のため、速やかに当ホテルへ申し出るものとします。
6. 非常時には、館内放送又は従業員の指示に従って行動してください。
7. 客室から退室する際は、窓及び客室ドアを確実に閉め、現金、貴重品その他重要な物品は、お客様ご自身の責任において管理してください。
8. チェックアウトの際は、ルームキーを返却し、客室内に私物等の忘れ物がないことを十分ご確認ください。
9. 客室内で体調不良、事故その他緊急事態が発生した場合には、速やかにフロントへご連絡ください。
10. 客室設備、備品又は貸出品の使用方法が不明な場合には、無理に使用せず、フロントへお問い合わせください。

利用規則 7 共用部の利用

お客様には、ロビー、廊下、エレベーターホールその他の共用部を、他のお客様と譲り合い、良好な利用環境の維持にご協力いただきます。

1. ロビーその他共用部では、宴会、飲酒、長時間の滞在その他通常の利用の範囲を超えた利用はご遠慮ください。
2. ロビーその他共用部では、荷物、私物その他の物品を広げて整理し、又は通路若しくは共用設備の利用を妨げないようご協力ください。
3. 廊下、ロビーその他共用部には、荷物、私物その他の物品を放置しないでください。
4. ロビー、廊下その他共用部では、大声での会話、深夜の通話、スピーカー、スピーカーフォンその他音響機器の使用その他、他のお客様のご迷惑となる行為はお控えください。
5. 浴衣、スリッパその他当ホテルが客室内での利用を目的として提供するものは、客室内でご利用ください。
6. ホテル備付けの台車は、他のお客様も利用されますので、使用後は速やかに所定の場所へお戻しください。また、客室内への持込み又は本来の用途以外の使用はご遠慮ください。
7. フードデリバリーサービスその他外部事業者による配達については、当ホテルが指定する受渡場所及び受渡方法に従ってください。また、当ホテルは受領義務を負いません。
8. その他共用部の安全、衛生及び秩序の維持並びに他のお客様の快適な利用にご協力ください。

利用規則 8 ルームキーの管理

ルームキーは、お客様ご自身の責任において適切に管理してください。
お客様は、ルームキーの紛失を知った時点で、直ちに当ホテルへ申し出るものとします。
ルームキーを第三者へ譲渡し、貸与し、複製し、又はこれらに類する行為をしてはなりません。
ルームキーを紛失し、持ち帰り、又はチェックアウト時までに返却いただけない場合には、当ホテルは、安全管理上必要と判断したときは、客室シリンダー、鍵その他関連設備の交換その他必要な措置を講じることがあります。
前項の場合、お客様には、鍵交換費用、シリンダー交換費用その他安全管理上必要な措置に要した実費相当額その他当ホテルに生じた合理的な損害をご負担いただきます。

利用規則 9 設備等の破損・汚損について

お客様が故意又は過失により、客室、共用部、設備、備品その他当ホテルの所有又は管理する物件を破損、汚損、滅失又は使用不能の状態にした場合には、修理費、交換費、復旧費、調査費、特別清掃費、廃棄費その他原状回復に要する費用のほか、販売停止その他営業上の支障により当ホテルに生じた合理的な損害を賠償していただきます。

© HOTEL LANDMARK UMEDA 2026 無断転載・複製・改変禁止

利用規則 10 備品等の持ち帰り禁止

客室内その他館内に設置された備品、什器その他当ホテルの所有物又は貸与品を、当ホテルの承諾なく持ち帰り、持ち出し、加工し、又は本来の用途以外に使用することを禁止します。
備品等を無断で持ち帰り、紛失し、毀損し、又は返却に応じていただけない場合には、当ホテルは、当該物品の購入費、交換費、修理費、設置費その他原状回復に要する費用のほか、当ホテルに生じた合理的な損害を請求することがあります。

利用規則 11 荷物・郵便物・放置物等の取扱い

当ホテルは、お客様宛の荷物、郵便物その他の物品について、当ホテルがあらかじめ承諾した場合を除き、受領義務を負いません。
お客様宛の荷物その他の物品を当ホテルが受領する場合であっても、着払い、代引き、クール便、冷凍便、冷蔵便、高額品、危険物、保管が困難な物品その他当ホテルが保管又は受領に適さないと合理的に判断する物品については、受領をお断りすることがあります。
お客様は、荷物その他の物品を発送する際には、当ホテルが指定する方法に従い、宿泊者氏名及びチェックイン日その他当ホテルが必要とする事項を送り状等へ正確に記載するものとします。
当ホテルは、到着した荷物について内容物の確認を行う義務を負いません。ただし、安全管理、防犯、防災その他法令上又はホテル運営上必要があると合理的に判断した場合には、法令に従い必要な措置を講じることがあります。
チェックアウト後に客室又は館内へ残置された荷物その他の物品については、宿泊約款第 18 条及び関係法令に従い取り扱います。ただし、食品、飲料、生花、冷蔵若しくは冷凍保管を要する物品、衛生上保管が困難な物品その他当ホテルが保管に適さないと合理的に判断する物品については、お客様への連絡の有無にかかわらず処分することがあります。
お客様が荷物その他の物品の返送を希望する場合には、送料、梱包費、代引手数料その他返送に要する費用はお客様の負担とします。
チェックアウト後に館内又はホテル敷地内へ荷物その他の物品を放置し、当ホテルが引取りを求めたにもかかわらず相当期間引き取られない場合には、当ホテルは関係法令に従い処分その他必要な措置を講じることがあります。
荷物その他の物品の保管、返送、処分その他の取扱いに関し、当ホテル、他のお客様又は第三者に損害が生じた場合には、お客様はその合理的な損害を賠償するものとします。

利用規則 12 忘れ物・遺留品

1. チェックアウトの際は、客室内に忘れ物がないことを十分ご確認ください。
2. お客様のお忘れ物又は遺留品については、法令及び宿泊約款第 18 条（忘れ物の取扱い）の定めに従い取扱います。
3. 食品、飲料、生花その他保管が困難な物品又は衛生上支障があると当ホテルが判断した物品については、お客様への連絡の有無にかかわらず処分することがあります。
4. お忘れ物又は遺留品の返送を希望される場合の送料、代引手数料その他返送に要する費用は、お客様のご負担となります。

利用規則 13 本人確認及び荷物の返還

当ホテルは、防犯、安全管理、権利保護その他ホテル運営上必要があると合理的に判断した場合には、お客様又は代理人に対し、本人確認書類その他当ホテルが必要と認める資料の提示を求めることがあります。
当ホテルは、お忘れ物、お預かり品、宅配便その他お客様へ返還又は引渡しを行う物品について、当ホテルが返還又は引渡しを受ける権利を有すると合理的に認めた者に対してのみ返還又は引渡しを行います。
当ホテルは、本人確認、権限確認その他必要な確認を行うまでの間、お忘れ物、お預かり品その他の物品の返還又は引渡しを保留することがあります。
返還又は引渡しを受ける権利について争いがある場合、又は第三者から権利主張がなされた場合には、当ホテルは、裁判所その他の公的機関の判断、当事者間の合意その他権利関係が明らかになるまで、返還又は引渡しを留保することがあります。
当ホテルは、本人確認又は権限確認のため必要があると合理的に判断した場合には、宿泊記録、本人確認資料、発送先その他必要な事項について確認を行うことがあります。
当ホテルは、前各項に基づく確認その他防犯上必要な対応により返還又は引渡しが遅延した場合であっても、当ホテルの責めに帰すべき事由がある場合を除き、その責任を負いません。

利用規則 14 料金の精算

宿泊料金、早着料金、延長料金、キャンセル料その他当ホテルがお客様に対して請求する一切の金銭債務は、当ホテルが指定する時期及び方法によりお支払いいただきます。
宿泊料金、早着料金及び延長料金は前払いとし、当ホテルが特に認めた場合を除き、事後払いには応じません。
宿泊期間中に追加料金その他の金銭債務が発生した場合には、お客様は当ホテルの請求に従い、直ちにお支払いください。
お客様が料金、キャンセル料、損害賠償その他の金銭債務の支払を怠った場合には、当ホテルは法的措置その他必要な措置を講じることがあります。

© HOTEL LANDMARK UMEDA 2026 無断転載・複製・改変禁止

利用規則 15 未成年者の宿泊について

未成年者が宿泊する場合には、成年者の同伴の有無にかかわらず、当ホテルは保護者又は法定代理人の同意を確認するため、当ホテル所定の同意書その他必要書類の提出又は保護者若しくは法定代理人への確認を求めることがあります。
当ホテルが前項の提出又は確認を求めたにもかかわらず、ご協力いただけない場合、又は保護者若しくは法定代理人の同意を確認できない場合には、当ホテルは宿泊契約の締結をお断りし、又は宿泊契約を解除することがあります。

利用規則 16 緊急時の対応

当ホテルは、お客様の生命、身体若しくは財産の保護又は館内の安全確保のため必要と合理的に判断した場合には、お客様の意思を確認できない場合その他緊急を要するときは、客室への立入り、安否確認、救急車の要請、警察又は消防への通報、医療機関への連絡その他必要な措置を講じることがあります。
チェックアウト時刻を経過しても退室が確認できず、客室内から応答がない場合その他お客様の安全確認が必要と当ホテルが合理的に判断した場合には、当ホテルは客室へ立ち入り、安否確認その他必要な措置を講じることがあります。

利用規則 17 外部サービス等の利用禁止

当ホテルでは、お客様及び他のお客様の安全の確保、館内の秩序維持、防犯対策並びにホテル運営上の安全管理のため、外部事業者によるマッサージサービス、リラクゼーションサービス、エステティックサービス、デリバリーヘルスその他これらに類するサービスを客室内で利用し、若しくは手配し、又はこれらの目的で外部の者を館内へ招き入れる行為を禁止します。これらのサービスを利用する目的で、ロビーその他館内共用部において待ち合わせを行う行為も禁止します。
当ホテルは、これらの外部サービスについて、紹介、斡旋、手配、管理又は取次ぎを行っておりません。また、当該外部サービスの利用により生じたトラブル、事故、損害その他一切の問題について、当ホテルの責めに帰すべき事由がある場合を除き、責任を負いません。
違反が確認された場合には、当ホテルは宿泊約款第 8 条に基づき宿泊契約を解除し、直ちに退去を求めることがあります。この場合、既に受領した宿泊料金その他の料金は返金いたしません。
当ホテル、他のお客様又は第三者に損害が生じた場合には、お客様はその合理的な損害を賠償するものとします。

利用規則 18 撮影・配信・SNS 利用について

利用規則 5 第 6 号から第 11 号を補足するものとして当ホテル内における写真、動画その他の撮影、配信、SNS その他インターネットサービスの利用については、他のお客様の安全、プライバシー及び当ホテルの円滑な運営を確保するため、次の各号に掲げる行為を禁止します。

1. 当ホテルの許可なく、営業、商業、広告、宣伝、報道その他これらに類する目的で写真又は動画を撮影する行為
2. 当ホテルの許可なく、営業、商業、広告、宣伝、報道その他通常の宿泊利用を超える目的で撮影した写真又は動画を、インターネット、SNS、動画共有サイトその他不特定又は多数の者が閲覧可能な媒体へ投稿、配信、公表又は公衆送信する行為（ライブ配信、録画配信その他これらに類する配信を含みます。）。ただし、個人的な利用の範囲内で行われ、他のお客様、従業員又は当ホテルの権利利益、安全管理若しくは運営を侵害しない投稿その他当ホテルが通常の宿泊利用の範囲内と認めるものを除きます。
3. 当ホテルの許可を得て撮影する場合であっても、他のお客様、来館者又は従業員の承諾なく、その容姿、会話その他個人を識別できる情報を撮影し、又は配信する行為
4. 撮影機材、照明機材、三脚、自撮り棒その他の機材を使用して、他のお客様の通行若しくは利用を妨げ、又は当ホテルの運営に支障を及ぼす行為
5. ドローンその他の無人航空機又はこれらに類する機器を、当ホテルの許可なく館内又は敷地内で使用する行為
6. フラッシュ、照明その他の撮影機材を使用し、他のお客様の迷惑となり、又は安全若しくは施設運営に支障を及ぼす行為
7. 当ホテル又は他のお客様の信用、名誉、プライバシー若しくは権利利益を侵害し、又は当ホテルの運営に支障を及ぼす内容を SNS その他インターネット上へ投稿、配信又は公表する行為
8. その他当ホテルが他のお客様の安全若しくはプライバシーの保護又は施設運営上不適切と合理的に判断する撮影、配信又は SNS その他インターネットサービスの利用に関する行為

前各項に違反した場合には、当ホテルは、撮影若しくは配信の中止、投稿若しくは配信の削除、機材の撤去、施設利用の中止又は宿泊約款第 8 条に基づく宿泊契約の解除その他必要な措置を講じることがあります。前項の違反により当ホテル、他のお客様又は第三者に損害が生じた場合には、お客様はその合理的な損害を賠償するものとします。

利用規則 19 Wi-Fi・通信設備の利用

当ホテルが提供する Wi-Fi その他の通信設備（以下「通信設備」といいます。）は、お客様への宿泊サービスの一環として提供するものであり、お客様は自己の責任において利用するものとします。
当ホテルは、通信速度、通信品質、通信範囲、接続の継続性、特定の機器又はサービスとの互換性その他通信設備の利用に関し、その完全性、継続性又は特定の目的への適合性を保証するものではありません。
お客様は、通信設備の利用に当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはなりません。

1. 法令に違反し、又は公序良俗に反する行為
2. 著作権その他第三者の権利を侵害する行為

© HOTEL LANDMARK UMEDA 2026 無断転載・複製・改変禁止

3. 不正アクセス、コンピューターウイルスその他有害なプログラムの送信、配布又は使用その他通信設備又は第三者へ支障を及ぼす行為
4. 通信設備又はネットワークへ過度な負荷を与え、ホテル又は他のお客様の通信利用に支障を生じさせる行為
5. 暗号資産の採掘（マイニング）、継続的な大量通信、サーバー運営その他通常の宿泊利用を著しく超える通信設備の利用
6. 通信設備を利用して犯罪行為、詐欺行為、迷惑行為その他違法又は不適切な行為を行う行為
7. その他当ホテルが通信設備の利用として不適切であると合理的に判断する行為

当ホテルは、通信設備の保守、障害対応、安全管理その他ホテル運営上必要があると合理的に判断した場合には、お客様への事前通知なく通信設備の全部又は一部を停止し、制限し、又は変更することがあります。
通信設備の利用に関連して、お客様、第三者又は当ホテルに損害が生じた場合には、お客様はその責に帰すべき範囲においてその合理的な損害を賠償するものとします。
通信設備の利用により生じた通信障害、情報漏えい、データ消失、機器の故障その他一切の損害について、当ホテルは、その責めに帰すべき事由がある場合を除き、責任を負いません。

利用規則 20 電気機器及び充電機器の使用

お客様は、客室及び館内において、電気機器、充電機器その他電力を使用する機器を、安全かつ通常の用途に従って使用するものとします。
当ホテルは、安全管理、防火及び設備保護のため、お客様に対し、危険又は不適切な使用方法の中止その他必要な措置を求めることがあります。
お客様は、次の各号に掲げる行為を行ってはなりません。

1. モバイルバッテリー、スマートフォンその他充電機器を、ベッド、布団、枕、ソファ、衣類その他可燃物の上で充電する行為
2. 著しく破損し、変形し、発熱し、膨張し、又は異臭その他異常が認められる電気機器又は充電機器を使用する行為
3. タコ足配線その他過度な電力負荷を生じさせるおそれのある方法で電気機器を使用する行為
4. 当ホテルの設備を改造し、無断で配線を変更し、又は通常の宿泊利用を著しく超える電力を継続的に消費する行為
5. その他火災、停電、設備故障その他安全管理上支障を生じさせ、又は生じさせるおそれがある方法で電気機器を使用する行為

当ホテルは、火災、発煙、異臭、異常発熱その他安全管理上緊急の必要があると合理的に判断した場合には、お客様の承諾を得ることが困難である場合であっても、必要最小限の範囲で客室へ立ち入り、電源の遮断、危険物の除去その他必要な措置を講じることがあります。
お客様が正当な理由なく当ホテルの合理的な指示に従わず、安全管理に重大な支障を生じさせ、又は生じさせるおそれがある場合には、当ホテルは宿泊約款第 8 条に基づき宿泊契約を解除し、退去を求め、又は必要な措置を講じることがあります。
お客様の責に帰すべき事由により、火災、停電、設備故障、設備損傷、客室販売停止その他当ホテル、他のお客様又は第三者に損害が生じた場合には、お客様はその合理的な損害を賠償するものとします。

利用規則 21 長期滞在時の客室管理等

長期滞在のお客様については、客室は一時的な宿泊施設として提供するものであり、居住、事務所、倉庫その他宿泊以外の用途として利用することはできません。
当ホテルは、安全管理、防犯、防災、衛生管理、設備維持、法令遵守その他ホテル運営上必要があると合理的に判断した場合には、お客様に対し、客室内の整理整頓、清掃への協力、荷物の整理若しくは移動又は衛生状態の改善その他必要な措置を求めることがあります。
次の各号のいずれかに該当すると当ホテルが合理的に判断した場合には、お客様は当ホテルの指示に従うものとします。

1. 客室内に著しく大量の荷物、私物、ごみその他の物品が保管され、通常の客室利用又は清掃に支障が生じている場合
2. 食品、飲料、ごみその他の放置により悪臭、害虫、害獣、カビその他衛生上又は安全上の支障が生じ、又は生じるおそれがある場合
3. 客室設備、家具、備品その他施設の維持管理に支障が生じている場合
4. 消防設備、避難経路、防犯設備その他安全管理に支障が生じ、又は生じるおそれがある場合
5. その他ホテル運営上改善が必要であると合理的に認められる場合

お客様が前項の指示に正当な理由なく従わない場合には、当ホテルは宿泊約款第 8 条に基づき宿泊契約を解除し、退去を求め、又は必要な措置を講じることがあります。
前項の場合において、特別清掃、消臭、害虫駆除、廃棄物処理、設備修繕、客室販売停止その他原状回復のため当ホテルに損害が生じたときは、お客様にその合理的な損害を請求することがあります。
当ホテルが衛生管理上緊急の必要があると合理的に判断した場合には、お客様の承諾の有無にかかわらず、必要最小限の範囲で客室内の衛生管理その他必要な措置を講じることがあります。

利用規則 22 衛生管理及び感染防止への協力

当ホテルは、お客様及び従業員の安全並びに館内の衛生環境を維持するため、衛生管理、防疫、害虫防除、感染症対策その他必要な措置を講じます。
お客様は、客室又は館内において、感染症その他他のお客様又は従業員の健康若しくは衛生環境に影響を及ぼすおそれがある事態が発生した場合には、速やかに当ホテルへ申し出るものとします。
当ホテルは、次の各号のいずれかに該当すると合理的に判断した場合には、お客様に対し、客室の変更、一時的な客室利用の制限、必要な清掃、消毒、害虫防除その他衛生管理上必要な措置への協力を求めることがあります。

© HOTEL LANDMARK UMEDA 2026 無断転載・複製・改変禁止

1. 嘔吐、排泄物、血液、体液その他これらに類するものにより客室又は館内が汚染された場合
2. 悪臭、腐敗、著しい汚損その他衛生上の支障が生じ、又は生じるおそれがある場合
3. 害虫、害獣その他衛生管理上支障を生じさせるおそれがある状況が確認された場合
4. 感染症その他衛生上の理由により、特別な清掃、消毒、防除その他の措置が必要と合理的に認められる場合
5. その他当ホテルが衛生管理上必要であると合理的に判断した場合

当ホテルは、衛生管理上緊急の必要があると合理的に判断した場合には、お客様の承諾を得ることが困難である場合であっても、必要最小限の範囲において客室へ立ち入り、清掃、消毒、害虫防除その他必要な措置を講じることがあります。

お客様が正当な理由なく当ホテルの求める合理的な協力に応じず、又は衛生管理上必要な措置を妨げた場合には、当ホテルは宿泊約款第８条に基づき宿泊契約を解除し、退去を求め、又は必要な措置を講じることがあります。

前項の場合又はお客様の責に帰すべき事由により、特別清掃、消毒、害虫防除、寝具若しくは備品の交換、客室販売停止その他原状回復のため当ホテルに損害が生じた場合には、お客様はその合理的な損害を賠償するものとします。

利用規則 23 設備点検・修繕等への協力

当ホテルは、安全管理、防犯、防災、法令遵守、設備点検、設備修繕、保守点検、害虫防除、衛生管理、漏水対応、設備故障その他ホテル運営上必要があると合理的に判断した場合には、お客様に対し、客室への立入りその他必要な協力を求めることがあります。

前項の場合において、当ホテルは、お客様の安全及びプライバシーに十分配慮したうえで、必要最小限の範囲において客室へ立ち入り、点検、修繕、調査、設備交換、害虫防除、清掃その他必要な措置を行うことがあります。

緊急性がない場合には、当ホテルは、可能な限り事前にお客様へその旨をお知らせするよう努めます。ただし、漏水、火災、ガス漏れ、停電、設備故障、異臭、害虫の発生、人命又は建物に危険が及ぶおそれその他緊急を要すると合理的に判断した場合には、お客様の不在時又は承諾を得ることが困難な場合であっても、必要最小限の範囲で客室へ立ち入り、必要な措置を講じることがあります。

設備点検、修繕その他前各項に定める措置の実施に当たり、当ホテルが必要と認める場合には、お客様に対し、一時的な客室への立入り制限、客室内での待機、客室の移動その他合理的な協力をお願いすることがあります。

お客様が正当な理由なく当ホテルの求める合理的な協力を拒み、又は必要な措置の実施を妨げたことにより、安全管理、設備管理又はホテル運営に重大な支障が生じ、又は生じるおそれがある場合には、当ホテルは宿泊約款第８条に基づき宿泊契約を解除し、退去を求め、又は必要な措置を講じることがあります。

お客様が前項の行為により当ホテル、他のお客様又は第三者に損害を生じさせた場合には、お客様はその合理的な損害を賠償するものとします。

利用規則 24 防犯カメラ及び映像記録の取扱い

当ホテルは、お客様及び従業員の安全確保、防犯、防災、事故防止、犯罪の予防及び証拠保全その他ホテル運営上必要な目的のため、館内及びホテル敷地内に防犯カメラを設置し、映像その他必要な情報を記録することがあります。

防犯カメラその他記録装置による映像等は、前項の目的の範囲内で取得、利用、保存及び管理するものとします。

当ホテルは、防犯カメラ映像その他の記録について、お客様その他第三者から閲覧、開示、複製、提供又は保存を求められた場合であっても、法令に基づく場合、裁判所、警察その他権限を有する公的機関から適法な要請があった場合その他当ホテルが開示することが適当であると合理的に判断した場合を除き、これに応じません。

当ホテルは、防犯カメラ映像その他の記録について、保存期間の経過、記録媒体の更新その他ホテルの運営上必要がある場合には、適切な方法により消去又は上書き保存その他必要な管理を行うことがあります。

当ホテルは、防犯カメラ映像その他の記録を、お客様間の紛争、第三者との紛争その他私人間の紛争解決のために提供する義務を負いません。

当ホテルは、防犯カメラ映像その他の記録を、法令に基づく場合、犯罪捜査、事故調査、保険会社への対応その他正当な理由がある場合には、必要な範囲で関係機関へ提供することがあります。

当ホテルは、防犯カメラの設置場所、撮影範囲、撮影方法、保存期間その他防犯上重要な事項について公表する義務を負いません。また、防犯カメラその他防犯設備の位置、性能、仕様、死角その他防犯上重要な情報について、当ホテルは回答又は説明を行わないことがあります。

利用規則 25 安全管理上必要な措置

当ホテルは、お客様、従業員その他第三者の生命、身体又は財産の保護、防犯、防災、衛生管理、設備管理その他ホテル運営上必要があると合理的に判断した場合には、お客様に対し、客室の変更、一時退室、一時待機、立入制限、利用方法の変更その他必要な協力を求めることがあります。

当ホテルは、事故、災害、火災、漏水、停電、設備故障、犯罪行為その他安全管理上必要な事態が発生し、又は発生するおそれがあると合理的に判断した場合には、お客様の承諾を得ることが困難である場合であっても、必要最小限の範囲で客室その他館内へ立ち入り、必要な措置を講じることがあります。

前項の場合において、当ホテルは、お客様に対し、客室の移動、避難、荷物の移動、一時的な施設利用の中止その他必要な指示を行うことがあります。

お客様は、当ホテル又は当ホテルの従業員による業務上又は安全管理上必要かつ合理的な指示に従うものとします。

© HOTEL LANDMARK UMEDA 2026 無断転載・複製・改変禁止

お客様が正当な理由なく前項の指示に従わず、安全管理又はホテル運営に重大な支障が生じ、又は生じるおそれがある場合には、当ホテルは宿泊約款第８条に基づき宿泊契約を解除し、退去を求め、又はその他必要な措置を講じることがあります。
前各項の措置により、お客様に客室変更その他一時的な不便が生じた場合であっても、当ホテルの責めに帰すべき事由がある場合を除き、当ホテルはその責任を負いません。

利用規則 26 その他当ホテルが必要と認める措置

当ホテルは、お客様の安全の確保、館内の秩序維持、防犯、防災、衛生管理、緊急対応その他ホテル運営上必要があると合理的に判断した場合には、本利用規則に定めのない事項についても、お客様には、ホテルの円滑な運営、他のお客様及び従業員の安全確保その他業務上必要かつ合理的な範囲で、従業員の指示に従っていただきます。
お客様が正当な理由なくこれに従わない場合には、当ホテルは宿泊約款第８条に基づき宿泊契約を解除し、又は必要な措置を講じることがあります。

利用規則 27 損害賠償

お客様が宿泊約款、本利用規則その他当ホテルの定めに違反し、又はお客様の責に帰すべき事由により当ホテル、他のお客様又は第三者に損害を生じさせた場合には、お客様はその一切の合理的な損害を賠償するものとします。
また、SNS、動画共有サイト、口コミサイトその他インターネット上への投稿、配信又は公表により当ホテルの信用、名誉、営業又はホテル運営に損害が生じた場合には、お客様はその合理的な損害を賠償するものとします。
前項の損害には、修理費、交換費、原状回復費、特別清掃費、消臭費、営業上生じた損害、客室販売停止による損害、弁護士費用（法令上認められる範囲に限ります。）その他当ホテルに生じた一切の合理的な損害を含みます。

利用規則 28 苦情対応及び補償等の権限

当ホテルの従業員は、お客様からのご意見、ご要望、苦情、事故その他の申告について、必要な説明、謝罪、事実確認その他の対応を行います。
ただし、返金、補償、損害賠償、見舞金、示談、和解、料金の減免その他金銭の支払又は法的責任に関する一切の判断は、当ホテルの最高責任者又はその権限を正式に委任された者が行うものとします。
当ホテルの従業員は、返金、補償、損害賠償、見舞金、示談、和解、料金の減免その他法的責任を承認し、確定し、又は約束する権限を有しません。
従業員による謝罪、説明、回答、見解、発言、提案、応対その他これらに類する対応は、お客様への接遇又は事実確認として行われるものであり、当ホテルの最終的な判断又は法的責任を確定するものではありません。

利用規則 29 館内案内等の遵守

お客様は、当ホテルが安全管理、防犯、防災、衛生管理、設備管理その他ホテル運営上必要と合理的に判断して行う案内、掲示、注意表示その他の利用上のルールを遵守するものとします。
お客様は、館内に掲示された注意事項、立入禁止区域、利用時間その他施設ごとの利用条件を遵守し、他のお客様の安全及び快適な利用を妨げないよう努めるものとします。
当ホテルは、安全管理その他ホテル運営上必要がある場合には、利用方法、利用時間、利用区域その他施設利用に関する取扱いを変更することがあります。
お客様は、前項による変更後の取扱いに従って施設を利用するものとします。

© HOTEL LANDMARK UMEDA 2026 無断転載・複製・改変禁止

宿泊約款

第 1 条 適用範囲

当ホテルがお客様と締結する宿泊契約及びこれに付随する一切の契約は、本約款に基づくものとし、本約款に定めのない事項については、関係法令及び社会通念上妥当とされる慣行によるものといたします。
当ホテルが、法令及び社会通念上妥当とされる慣行に反しない範囲で、お客様と特別の合意（以下「特約」といいます。）をした場合には、その特約は本約款に優先して適用されるものとします。

第 2 条 宿泊契約の申込み

当ホテルにご宿泊のご予約をされる際は、旅館業法第 6 条及び同施行規則第 4 条の 2、ならびに当ホテルの所在する都道府県等が定める条例・規則（以下「関係法令等」といいます。）に基づき、下記の事項について当ホテルにご申告いただきます。
宿泊されるお客様の氏名
宿泊予定日及び到着予定時刻
宿泊されるお客様の連絡先
ご予約された方と実際に宿泊される方が異なる場合には、予約された方の氏名及び連絡先
その他、関係法令等に基づき、又は宿泊契約の締結若しくは履行のため合理的に必要と当ホテルが認める事項
上記申告内容に変更が生じた場合には、速やかに当ホテルへ変更内容をご連絡ください。
ご宿泊中に、予め予定されていた宿泊日を超えて引き続きご宿泊を希望される場合は、その時点で新たな宿泊予約がなされたものとして取り扱わせていただきます。

第 3 条 宿泊契約の成立と取扱い

当ホテルとの宿泊契約は、当ホテルが前条による宿泊予約の申込み（インターネット予約を含みます。）を受諾した時点で成立するものとします。
前項に基づき宿泊契約が成立した場合、お客様には宿泊料金（全宿泊期間分）を、宿泊開始前又は当ホテルがあらかじめ指定する期日までにお支払いいただきます。
次の各号のいずれかに該当する場合、当ホテルは、宿泊契約の履行が困難であると合理的に判断し、宿泊契約を解除することができるものとします。

1. 宿泊料金が前項に定める期日までに支払われなかった場合
2. 第 2 条第 1 項に基づき届出のあった連絡先に対し当ホテルが連絡を試みたにもかかわらず、最初の連絡日から 10 日以内（ただし宿泊日当日までの日数がこれより短い場合は宿泊日当日の午後 3 時まで）に応答がない場合
3. お客様が当ホテルからの連絡を明示的に拒否した場合

前項に基づき当ホテルが宿泊契約を解除した場合であっても、お客様都合による解除とみなし、第 6 条第 2 項の規定に従い、所定の違約金（キャンセル料）を申し受けます。

第 4 条 表示誤りによる宿泊契約の取消し

当ホテルが、公式ウェブサイト、外部予約サイト、アプリケーションその他の媒体において誤って宿泊料金その他の宿泊条件を表示し、その表示に基づいて宿泊契約が成立した場合であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、当ホテルは当該宿泊契約の取消しを求めることができるものとします。

1. 表示された宿泊料金が、通常の販売価格、販売時期、客室条件、予約経路その他の事情に照らし、社会通念上明らかに誤表示であると合理的に判断される場合
2. 該料金について、特別なイベント、記念企画、数量限定販売その他合理的な理由に基づく特別料金である旨の表示がなく、又はその表示があっても、社会通念上明らかに誤表示であると合理的に判断される場合

前項の場合、当ホテルは速やかにお客様へ連絡し、事情を説明のうえ宿泊契約の取消しをお願いするものとします。
前項の連絡は、お申込み時に登録された連絡先（第 2 条第 1 項に基づき申告された電話番号、電子メールアドレス又は住所をいいます。）に対し、電話、電子メール、書面その他当ホテルが適当と認める方法により行うものとします。
当ホテルが前項の方法により通知を発した場合において、お客様と連絡が取れなかったときであっても、通常到達すべきであった時に通知が到達したものとみなします。

© HOTEL LANDMARK UMEDA 2026 無断転載・複製・改変禁止

第 5 条 宿泊契約の締結をお断りする場合

当ホテルでは、下記のいずれかに該当する場合には、宿泊契約の締結をお断りさせていただくことがあります。

1. 宿泊契約のお申込みが、本約款に基づかない場合
2. 客室が満室で、宿泊の受け入れが不可能な場合
3. 自然災害や突発的な緊急事態の発生等により、被災者・復旧作業関係者への優先的な客室提供が見込まれるなど、やむを得ない事情がある場合
4. お申込みいただいた方、又は宿泊される方が、暴力団、暴力団関係団体、その他反社会的勢力の構成員又は関係者であると認められる場合（暴力団排除条例等に基づく）
5. 法令、公序良俗に反する行為を行うおそれがあると認められる場合
6. 宿泊希望者が、旅館業法において定められた特定感染症の患者等である場合
7. 宿泊に関して、当ホテルに過度の負担を強いる要求を繰り返し、他のお客様へのサービス提供を著しく妨げるおそれがあると判断される場合
8. 天災、設備の故障その他のやむを得ない事情により、安全かつ適切な宿泊提供が困難である場合
9. 他のお客様又は当ホテルの従業員に対し、迷惑行為・威圧的言動等を行った、又はそのおそれがあると判断される場合
10. 安全かつ適切な宿泊サービスの提供が困難と判断される場合
11. 宿泊しようとする者が、泥酔し、若しくはその言動が著しく異常で、又はその身体、衣服等が著しく不衛生で、他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれがある場合
12. 宿泊料その他当ホテルに対する債務の支払能力に重大な不安があると合理的に認められる場合
13. 宿泊名簿の記載に応ぜず、又はその記載事項について虚偽の申告をした場合
14. 保護者（親権者、未成年後見人その他法令上未成年者を監護する権限を有する者）の同意がない未成年者のみでの宿泊希望である場合
15. 宿泊の申込みをした者が、予約した客室について、第三者への譲渡、転売その他経済的利益を図る目的を秘して申込みをした場合
16. 他人に自己名義の宿泊予約を利用させ、又は自己の名義を第三者に利用させるなど、名義貸しその他これに類する不正な行為を目的として申込みが行われた場合
17. 宿泊の意思がないと合理的に認められる申込みその他これに類する申込みがなされた場合
18. 大阪府旅館業法施行条例第 5 条及びその他関係法令又は地方公共団体の定めにより、宿泊の受け入れを拒否することが適法であると認められる場合

第 6 条 お客様による宿泊契約の解除

お客様は、当ホテルに申し出ることにより、宿泊契約を解除することができます。

お客様が宿泊契約の全部又は一部をキャンセルされた場合には、当ホテルが定めるキャンセルポリシー（別表第 2）に従い、違約金（キャンセル料）をお支払いいただきます。

ただし、宿泊契約の内容が、割引や特典等を含む特別条件付きの宿泊プランであり、通常プランと比較して特に有利な条件が設定されている場合には、当ホテルは、当該宿泊プランをキャンセル不可（不取消）とする旨をあらかじめ定めることがあります。この場合、お客様が実際に宿泊されなかった場合であっても、当該宿泊プランに係る宿泊料金全額をお支払いいただきます。

キャンセル不可条件が適用される宿泊プランについては、契約成立前にその旨を明示し、公式ホームページ、提携予約サイトその他当ホテルが適当と認める方法によりご案内します。

お客様が通常の宿泊契約とは別にオプションサービス（以下「オプション契約」といいます。）の利用を申し込み、当ホテルがこれを承諾した場合には、オプション契約が成立します。オプション契約を解除する場合についても、当ホテルが定めるキャンセルポリシーに従い違約金を申し受けます。また、キャンセル不可条件を設定しているオプション契約については、その条件を事前に明示した場合に限り、当該条件を適用します。

第 7 条 無断キャンセル（不泊）への対応

お客様が宿泊予定日に当ホテルをご利用されず、かつ当日中（翌日午前 0 時まで）に宿泊契約を解除する旨の連絡がなかった場合、当ホテルはお客様の到着に備えて宿泊サービスの提供準備を完了しているものとして、宿泊料金（消費税等を含む全額）を請求します。

お客様が 2 泊以上の連泊予約をされている場合において、初日が無断キャンセル（不泊）となったときは、当ホテルは 2 泊目以降の宿泊契約を解除し、解除した宿泊契約について違約金（キャンセル料）を請求することができるものとします。

前項の場合において、後日お客様から不泊に至った事情について説明があり、その内容がお客様の責めに帰することができない正当な理由によるものであると当ホテルが判断したときは、当ホテルは請求額の全部又は一部を免除し、又は減額することがあります。

また、連泊予定のお客様が連絡なく初日を不泊とした後に、宿泊契約の一部解除（途中キャンセル）を申し出た場合には、当ホテルは第 6 条第 2 項の規定に準じ、違約金（キャンセル料）を請求することがあります。

前各項の規定は、宿泊契約に付随するオプション契約（サービス予約その他これに類する契約を含みます。）についても準用します。オプション契約について、利用予定時刻までにキャンセルの連絡がなく、実際にサービスが利用されなかった場合は、当ホテルは所定の料金を請求することができます。

© HOTEL LANDMARK UMEDA 2026 無断転載・複製・改変禁止

第 8 条 当ホテルによる宿泊契約の解除

1. 当ホテルは、以下のいずれかに該当する場合には、宿泊契約を解除することができるものとします。
 お客様又は宿泊申込者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律その他関係法令又は暴力団排除条例等に定める暴力団、暴力団関係団体その他反社会的勢力の構成員又は関係者であると認められるとき。
2. お客様が当ホテル内において、暴行、脅迫、恐喝、不当要求、賭博行為、違法薬物又は銃器、法令上所持若しくは携帯が禁止されている刃物その他危険物の持込み、所持若しくは使用、業務妨害、他のお客様への迷惑行為その他法令又は公序良俗に反する行為を行ったとき、又はそのおそれがあると認められるとき。
3. お客様が旅館業法に定める特定感染症の患者等であるとき。
4. 契約人数を超える利用、無断での同伴者の入室若しくは宿泊その他不正宿泊が判明したとき。
5. お客様が当ホテルに対し、他のお客様へのサービス提供に重大な支障を及ぼす過度な要求を繰り返し、又は合理的な範囲を超える負担を求めたとき。これには次の各号に掲げる行為を含みます。
 イ）提供していないサービスの強要
 ロ）法令又は公序良俗に反するサービスの要求
 ハ）正当な理由のない料金の値引き要求
 ニ）無償アップグレードその他契約外サービスの提供要求
 ホ）従業員に対する脅迫、恐喝、虚偽の申告その他威圧的行為
 ヘ）SNS、掲示板その他媒体への虚偽又は悪意ある投稿、従業員に対する誹謗中傷
 ト）威圧的態度による不当要求の反復
 チ）前各号に類する迷惑行為又は不当要求
6. 天災、施設設備の故障その他やむを得ない事情により、宿泊サービスの提供が困難となったとき。
7. 客室内での寝たばこ、消防設備へのいたずらその他防火又は安全管理上重大な支障を及ぼす行為を行ったとき。
8. 宿泊予約又は宿泊に関する権利の譲渡、転売、名義貸しその他これらに類する行為を行い、又は行おうとしたとき。
9. 宿泊料金その他当ホテルに対する債務を、当ホテルが指定する期日までに支払わないとき。
10. 客室内での大声による会話、テレビ若しくは音楽の過度な音量、飲酒宴会、パーティー、外来者の招き入れその他他のお客様に迷惑を及ぼす行為が確認され、当ホテルの是正の求めに従わないとき。
11. 禁煙客室において喫煙（紙巻たばこ、加熱式たばこ、電子たばこその他これらに類するものを含みます。）を行ったとき。なお、当ホテルは、消臭、特別清掃、寝具若しくは備品の交換、客室販売停止その他これらにより当ホテルに生じた合理的な損害を請求することができるものとします。
12. 過度な電気使用その他設備の通常利用を著しく逸脱する行為により、ブレーカー遮断その他施設運営に支障を生じさせたとき。
13. 宿泊契約の締結又は履行が適当でないと合理的に認められる申込みその他これに類する申込みがなされたとき。
14. お客様が本宿泊約款又は利用規則に違反し、当ホテルが是正を求めたにもかかわらず、これに応じないとき。
15. その他法令、条例、行政機関又は裁判所その他公的機関の命令、要請若しくは指導等により宿泊を拒否し、又は宿泊契約を解除することが適法であると認められるとき。
16. 当ホテルが前項に基づき宿泊契約を解除する場合は、お客様が登録した連絡先に対し、電話、電子メール、書面その他当ホテルが適当と認める方法により通知を行います。
17. 当ホテルが前項の方法により通知を発した場合において、お客様と連絡が取れなかったときであっても、通常到達すべき時に通知が到達したものとみなします。
 本条に基づき宿泊契約が解除された場合には、第 6 条第 2 項に準じて違約金（キャンセル料）を申し受けます。ただし、宿泊開始後に解除された場合は、解除時までに発生した宿泊料金その他既に発生した料金については返金いたしません。
 前項の規定にかかわらず、第 1 項第 6 号に基づく解除の場合は、未経過分の宿泊料金を返金し、未払いの料金又は違約金は請求いたしません。

第 9 条 宿泊者情報の登録及び本人確認

お客様が当ホテルにご宿泊される際には、旅館業法、同法施行規則、当ホテル所在地の条例その他関係法令に基づき、チェックイン時その他当ホテルが必要と認める場合において、次の事項についてご協力いただきます。

1. 宿泊者の氏名、年齢、性別、住所、連絡先その他法令に定める事項又は宿泊契約の履行、本人確認若しくは安全管理のため当ホテルが合理的に必要と認める事項の登録
2. 日本国内に住所を有しない外国人のお客様は、旅券（パスポート）の提示及びその写しの提供をお願いいたします。なお、日本国内に住所を有するか否かを確認するため、必要に応じて在留カード、特別永住者証明書、運転免許証、マイナンバーカードその他国内住所を確認できる公的身分証明書の提示をお願いする場合があります。
3. 出発予定日及び出発予定時刻その他宿泊に必要な事項の登録
4. 当ホテルが本人確認、法令の遵守、安全管理、防犯、防災その他施設運営上、客観的事情に照らして必要かつ相当と判断した場合、本人確認書類の提示その他当ホテルが合理的に必要と認める確認にご協力いただくこと。
5. お客様の宿泊が長期にわたる場合、又は当ホテルが本人確認、法令の遵守、安全管理、防犯、防災その他施設運営上必要と判断した場合には、チェックインの前後又は宿泊期間中を問わず、必要な範囲において、次に掲げる本人確認書類等の提示又はその写しの提供をお願いすることがあります。
 イ）住民票の写し

© HOTEL LANDMARK UMEDA 2026 無断転載・複製・改変禁止

ロ）運転免許証の写し
ハ）在留カード又は特別永住者証明書の写し
ニ）マイナンバーカード（個人番号が記載されている面を除きます。）の写し
ホ）旅券（パスポート）の写し
ヘ）その他当ホテルが本人確認のため相当と認める公的身分証明書の提示又はその写し

当ホテルが法令の遵守、宿泊者名簿の適正な作成、本人確認、安全管理その他施設運営上必要と認め、前各項に定める本人確認書類の提示又は必要な範囲でその写しの提供をお願いした場合には、お客様にはこれにご協力いただきます。

お客様が正当な理由なく前項の要請に応じられず、法令に基づく宿泊者情報の確認又は本人確認を適正に行うことができない場合には、旅館業法その他の関係法令及び本約款に従い、宿泊契約の締結又は継続をお断りすることがあります。

第 10 条 ホテル住所の住民登録等への利用禁止

当ホテルの住所を、住民票上の住所、法人その他団体の所在地、各種契約上の住所、郵便物の恒常的な送付先その他居住又は事業の本拠を示す目的で使用することはできません。

当ホテルは、必要に応じて宿泊証明書を発行することがあります。ただし、居住証明書、居所証明書その他居住又は居所の実態を証明する書類は発行いたしません。

第 11 条 客室のご利用時間

お客様が当ホテルの客室を利用できる時間は、当ホテルが定めるチェックイン時刻からチェックアウト時刻までとします。通常プランの利用時間は 15 時 00 分から翌 11 時 00 分まで、ショートステイプランの利用時間は 18 時 00 分から翌 9 時 00 分までとし、ショートステイプランは 1 泊限定とし、連泊はできません。連泊滞在の場合は、到着日及び出発日を除き、滞在中の日については終日利用することができます。

当ホテルは、前項に定める利用時間を超える客室利用（以下「時間外使用」といいます。）について、追加料金の支払いを条件として、可能な範囲でこれを認めることがあります。ただし、時間外使用の可否は当日の予約状況その他当ホテルの運営上の事情により判断するものとし、時間外使用は、原則として出発日の 14 時 00 分までを上限とします。ただし、当日の予約状況、清掃予定その他当ホテルの運営上の事情により、これより早い時刻を上限とし、又は時間外使用をお断りすることがあります。

時間外使用に係る追加料金は、次のとおりとします（消費税及びサービス料を含みます。）

1. シングルルーム　1 時間当たり 1,000 円
2. セミダブルルーム　1 時間当たり 1,500 円
3. ツインルーム　1 時間当たり 2,000 円

ただし、前項にかかわらず、大規模催事の開催期間中その他特別な事情がある場合には、当ホテルがあらかじめ案内又は提示した別の料金を適用することがあります。

お客様が出発日に時間外使用を行い、当日のチェックイン時刻の 1 時間前を超えて客室利用を継続した場合は、追加料金に代えて 1 泊分の宿泊料金を請求します。この場合の宿泊料金は、当日適用されるスタンダードプランの料金を基準とします。

お客様が到着日にチェックイン時刻前から客室利用を希望する場合は、前日宿泊分の 1 泊料金を申し受けることがあります。この場合の宿泊料金は、前日宿泊日に適用される基本料金を基準とします。

第 12 条 客室への立入

当ホテルは、お客様が客室を利用できる時間内であっても、次の各号のいずれかに該当する場合には、お客様の承諾を得ることなく客室に立ち入ることができるものとします。

1. お客様本人、他の宿泊者、従業員その他第三者の生命、身体又は財産に危険が及ぶおそれがあると認められる場合
2. 火災、事故、災害、急病その他緊急の対応が必要である場合
3. 法令に基づく要請、捜査機関その他公的機関からの要請があった場合
4. 客室設備の点検、修繕、害虫駆除、清掃その他施設の維持管理上必要があり、かつ、事前にお客様へ通知し、又はお客様の承諾を得ることが困難である場合
5. 防災管理、安全管理、衛生管理その他施設運営上緊急又はやむを得ない必要があると合理的に認められる場合

緊急の場合を除き、当ホテルは、可能な限り事前にお客様へ通知し、お客様の安全及びプライバシーに配慮したうえで、必要最小限の範囲で立ち入るものとします。

当ホテルは、前項の立入りに際し、お客様の安否確認、危険防止、法令遵守又は施設管理上必要な措置を行うことができるものとします。

第 13 条 館内施設の営業時間

当ホテルのフロントは 24 時間営業とします。

当ホテル内の各施設及び各種サービスの営業時間は、館内表示、公式ウェブサイトその他当ホテルが適当と認める方法により案内するものとします。

当ホテルは、設備点検、保守管理、法令上の要請、災害その他やむを得ない事由により、各施設及び各種サービスの営業時間を変更し、又は休止することがあります。

© HOTEL LANDMARK UMEDA 2026 無断転載・複製・改変禁止

第 14 条 料金のお支払い

お客様が支払う宿泊料金その他の料金（以下「宿泊料金等」といいます。）の内訳は、別表第 1 に定めるとおりとします。
宿泊料金等は、チェックイン時、当ホテルが請求したとき又は当ホテルが指定する支払期限までに支払うものとします。
宿泊料金等の支払場所及び支払方法は次のとおりとします。

1. 支払場所
 フロントその他当ホテルが指定する場所
2. 支払方法
 日本円による現金、当ホテルが承認するクレジットカードその他当ホテルが認める決済手段

オンライン決済その他第三者を介した決済が行われた場合であっても、宿泊税、延長料金、追加利用料金その他現地精算が必要な料金については、当ホテルが別途請求することがあります。
銀行振込により支払う場合の振込手数料は、お客様の負担とします。
当ホテルでは、旅行券、商品券、ギフト券その他これらに類する金券類について、当ホテルが利用可能である旨を明示している場合を除き、支払手段として利用することはできません。
宿泊契約の解除その他の理由により返金が発生する場合、当ホテルは、現金、銀行振込、クレジットカード決済の取消し又は返金処理その他当ホテルが適当と認める方法により返金を行うものとします。
なお、返金に要する手数料その他の費用については、お客様の負担とすることがあります。ただし、当ホテルの責めに帰すべき事由による場合はこの限りではありません。

第 15 条 契約した客室を提供できない場合

当ホテルは、お客様に対し契約した客室を提供できない場合には、可能な限り、同等の条件を満たす他の宿泊施設を紹介し、又は斡旋するよう努めるものとします。
当ホテルが斡旋した他の宿泊施設の宿泊料金が当ホテルの宿泊料金を上回る場合には、その差額を当ホテルが負担します。ただし、お客様は当該差額を超える費用その他の損害について、当ホテルに請求することができないものとします。
当ホテルが前項の斡旋に努めたにもかかわらず他の宿泊施設を確保できなかった場合、又はお客様が合理的な理由なく当ホテルが斡旋した宿泊施設での宿泊を拒否した場合には、当ホテルは宿泊契約を解除することができるものとします。
契約客室を提供できなかったことが当ホテルの責に帰すべき事由による場合には、当ホテルは当日のスタンダードレートによる客室料金相当額を上限として補償金を支払うものとします。ただし、当ホテルに故意又は重過失がある場合は、この限りではありません。

第 16 条 寄託物等の取扱い

お客様がフロントにお預けになった物品（以下「寄託物等」といいます。）について、当ホテルは原則としてチェックイン日からチェックアウト日の当日中まで保管します。
チェックアウト日を経過した後もお客様が寄託物等を引き取らず、又は受領できない場合には、当ホテルはお客様が宿泊時に登録した住所その他当ホテルが把握する連絡先に対し、宅配便その他適当な方法により返還することがあります。この場合に要する送料その他の費用は、お客様の負担とします。
前項の措置を講じても受領されず、受取拒否、宛先不明その他の理由により返還できない場合であって、相当期間を経過してもお客様と連絡が取れないときは、当ホテルは遺失物法その他関係法令に従い警察その他関係機関へ引き渡し、又は法令及び社会通念に従い処分することができるものとします。
当ホテルは客室内に金庫を設置しておりません。フロントでのお預かりについては、利用規則その他当ホテルの定めによるものとします。現金、貴金属、宝石、高級時計その他の貴重品については、お客様ご自身の責任において管理してください。
フロントにお預けいただいていない現金、貴金属、宝石、高級時計その他の貴重品及び私物については、お客様ご自身の責任において管理していただくものとし、当ホテルの責に帰すべき事由がない限り、当ホテルはその紛失、盗難、滅失又は毀損について責任を負いません。
当ホテルが前項の物品について損害賠償責任を負う場合であっても、当ホテルの故意又は重過失による場合を除き、法令上許容される範囲において、その賠償額は 3 万円を上限とします。
当ホテルが預かりを承諾した寄託物等について滅失、毀損その他の損害が生じた場合は、不可抗力による場合を除き、その損害を賠償します。ただし、法令上別段の定めがある場合を除き、その賠償額は 3 万円を上限とします。
当ホテルは、稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずる物品（磁気テープ、磁気ディスク、CD-ROM、DVD、USB メモリ、SD カード、SSD その他電子的記録媒体に記録された情報を含みます。）について、その内容の滅失、毀損又は漏えいに関する責任を負いません。
当ホテルは、美術品、骨董品その他特別な価値を有する物品について、当ホテルが預かりを承諾した場合を除き、その損害について責任を負いません。
本条に定める責任制限は、法令により認められる範囲において、債務不履行責任、不法行為責任その他請求原因のいかんを問わず適用されるものとします。

© HOTEL LANDMARK UMEDA 2026 無断転載・複製・改変禁止

第 17 条 手荷物及び宅配便の取扱い

お客様の手荷物が宿泊に先立って当ホテルに到着する場合は、宿泊予定者又はその代理人から事前に当ホテルへ連絡があり、かつ当ホテルが承諾した場合に限り、当ホテルは当該手荷物を受領し保管します。
前項により受領した手荷物については、原則としてチェックイン日の前日から保管するものとします。
事前の連絡又は当ホテルの承諾なく到着した手荷物については、当ホテルは受領又は保管の義務を負いません。当ホテルがこれを受領した場合であっても、送り主への返送その他関係法令及び社会通念に従い処理することができるものとします。この場合に要する送料その他の費用は、お客様の負担とします。
手荷物の到着時に外装の破損その他異常が認められた場合には、当ホテルはその状況を記録し、必要に応じてお客様又は配送事業者へ連絡するものとします。
当ホテルは、クール便、冷蔵・冷凍品、着払い、代金引換、危険物、法令により所持又は取扱いが制限される物品その他当ホテルが保管又は取扱困難と判断する荷物については、受領又は保管をお断りします。
お客様から依頼を受け、当ホテルが宅配便その他配送サービスの発送又は受領の取次ぎを行う場合、当ホテルは取次ぎを行うものであり、配送契約はお客様と配送事業者との間で成立するものとします。配送中又は配送事業者への引渡し後に生じた滅失、毀損、遅延、誤配その他配送事業者の責に帰すべき事由による損害については、当ホテルの故意又は重過失による場合を除き、当ホテルは責任を負いません。

第 18 条 忘れ物の取扱い

お客様がチェックアウト後に置き忘れた手荷物又は携帯品（以下「忘れ物」といいます。）が当ホテルで発見された場合、当ホテルは遺失物法その他関係法令に従い取扱います。
忘れ物については、原則として発見日を含めて 7 日間保管し、法令に従い、警察その他関係機関へ引き渡し、又は当ホテルにおいて適切に処分します。ただし、現金、有価証券、貴金属その他当ホテルが高価品と判断する物品については、発見後速やかに警察署へ届け出ることがあります。
飲食物、新聞、雑誌その他衛生上又は保管管理上適当でない物品については、当ホテルの判断により処分することがあります。また、腐敗、悪臭その他保管上の支障が生じるおそれがある場合には、直ちに処分することがあります。
当ホテルは、忘れ物の所有者確認、保管、返還その他適切な処理を行うため、必要な範囲で内容物を確認することがあります。
お客様から忘れ物の廃棄又は処分の依頼があった場合で、当ホテルがこれに応じるときは、その処理に要する費用をお客様に請求することがあります。
当ホテルが保管する忘れ物について滅失、毀損その他の損害が生じた場合は、当ホテルの責に帰すべき事由がある場合に限り、その損害を賠償します。ただし、不可抗力による場合及び法令上別段の定めがある場合を除き、その賠償額は 3 万円を上限とします。
本条に定めのない事項については、遺失物法その他関係法令に従うものとします。

第 19 条 ルームキーの取扱い

当ホテルでは、お客様の安全確保及び館内の防犯管理のため、外出の際にはルームキーをフロントへお預けいただくようお願いしております。
お客様が外出される際は、防犯上の観点から、ルームキーをフロントへお預けください。
お客様がルームキーを紛失し、又は第三者に使用させたことにより当ホテル又は他のお客様に損害が生じた場合には、その損害を賠償していただくことがあります。
お客様が前項の協力を行わず、ルームキーを携帯したまま外出したことに起因して盗難、紛失、不正侵入その他の損害が発生した場合において、当ホテルに故意又は重過失がないときは、当ホテルはその責任を負いません。
当ホテルが損害賠償責任を負う場合であっても、当ホテルの故意又は重過失による場合を除き、その賠償額は 3 万円を上限とします。

第 20 条 駐車場の取扱い

当ホテルには専用駐車場及び提携駐車場はございません。
お客様が近隣の駐車場を利用される場合、当ホテルは駐車場の紹介又は情報提供を行うことがありますが、当該駐車場は当ホテルが管理又は運営するものではありません。
駐車場内における車両、車内積載物その他の物品の盗難、滅失、毀損、事故その他の損害について、当ホテルは責任を負いません。

第 21 条 当ホテルの責任

当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に際し、当ホテルの責に帰すべき事由によりお客様に損害が生じた場合には、法令及び本約款の定めに従い、その損害を賠償します。
当ホテルが損害賠償責任を負う場合であっても、その賠償の範囲は、当ホテルの故意又は重過失による場合を除き、直接かつ現実に発生した通常損害に限られるものとし、逸失利益、精神的損害その他の特別損害については、法令上当ホテルに賠償義務が認められる場合を除き、責任を負いません。
客室又は館内設備に不具合が生じた場合、お客様は速やかに当ホテルへお申し出ください。当ホテルは、修理、代替設備の提供、客室変更その他合理的な対応に努めます。

© HOTEL LANDMARK UMEDA 2026 無断転載・複製・改変禁止

設備等の不具合が生じたことのみをもって、宿泊料金の全部若しくは一部の返還、損害賠償その他の補償が当然に発生するものではなく、その内容、程度、継続時間、当ホテルの対応状況、お客様への代替措置の実施状況その他一切の事情を総合的に考慮し、法令及び本約款に基づき合理的に判断します。
停電、断水、ガス供給の停止、インターネット回線その他通信サービスの障害、電気・ガス・水道その他インフラ事業者の障害その他当ホテルの支配の及ばない事由により、当ホテルの設備又は各種サービスの全部若しくは一部が利用できない場合には、当ホテルは復旧に向けた対応又は代替措置その他合理的な対応に努めます。当該事由によりお客様に損害が生じた場合であっても、当ホテルの故意又は重過失による場合を除き、当ホテルは責任を負いません。
本約款の各条項において損害賠償額の上限その他責任制限について別段の定めがある場合には、当該定めを優先して適用します。

第 22 条 お客様の責任

お客様が本約款、利用規則その他当ホテルの定めに違反した行為又はお客様の責に帰すべき事由により、当ホテルに損害が生じた場合には、お客様は当ホテルに対し、その損害を賠償するものとします。
前項の損害には、客室、共用部、設備、備品その他当ホテルが所有又は管理する財産の修理費、交換費、原状回復費、清掃費、消臭費、特別清掃費、廃棄費、調査費、客室販売停止期間中の販売機会損失その他これらに関連して当ホテルに生じた一切の合理的な損害を含みます。
お客様の行為により他のお客様、従業員又は第三者に損害が生じ、当ホテルが当該損害について賠償、補償その他の費用を負担した場合には、当ホテルはお客様に対し、その負担した金額その他これに要した合理的な費用について求償することができるものとします。

第 23 条 衛生管理及び衛生上のお申し出への対応

当ホテルは、お客様に安全かつ衛生的な宿泊環境を提供するため、館内及び客室の衛生管理を継続的に実施するとともに、必要に応じて防虫予防処置及び専門業者による防虫・害虫管理その他必要な衛生管理を実施しております。
お客様が、害虫、虫刺され、異臭、カビその他客室又は館内の衛生環境に関する異常を認められた場合は、速やかにフロントへお申し出ください。当ホテルは、必要に応じて客室、寝具、設備その他関係箇所の調査、確認及び合理的な対応を行います。
当ホテルは、お客様からのお申し出があった場合には、客室の利用状況、現地の状況、調査結果、衛生管理及び防虫・害虫管理の実施状況その他必要と認める事項を総合的に確認し、事実関係の把握に努めます。
お客様からのお申し出のみをもって、当ホテルの責任、契約不適合、損害賠償義務、返金義務その他補償義務が当然に発生するものではなく、当ホテルは、調査結果その他一切の事情を総合的に考慮し、法令、本約款及び利用規則に基づき合理的に判断します。
ご滞在中にお申し出がなく、ご出発後に初めてお申し出をいただいた場合には、客室の利用状況、清掃及び整備の実施状況その他の事情により、原因の特定又は事実確認が困難となる場合があります。
当ホテルは、お客様からのお申し出に対し、必要に応じて客室変更、客室の使用中止、専門業者による調査その他適切と認める措置を講ずることがあります。
本条に基づく調査、確認及び対応は、第 21 条（当ホテルの責任）その他本約款及び利用規則に基づく当ホテルの責任及び補償の判断資料となるものとします。
当ホテルが、お客様の安全及び快適な宿泊環境の確保を目的として実施した客室変更、代替措置、清掃、点検、調査その他の対応は、当ホテルの責任、契約不適合、債務不履行又は損害賠償義務を認める意思表示その他法的責任を認めるものではありません。

第 24 条 客室清掃及び客室内の私物

お客様が同一の客室に連泊される場合、客室清掃は当ホテルが定める時間帯に実施します。
お客様から清掃不要の申し出があった場合であっても、衛生管理、安全管理、設備点検その他ホテル運営上必要と当ホテルが判断したときは、当ホテルは客室へ立ち入り、点検又は清掃を行うことがあります。
お客様が清掃時間帯に客室内に滞在されており、清掃作業が困難であると当ホテルが判断した場合には、その日の清掃を実施しないことがあります。
当ホテルは、客室清掃にあたり、お客様に対し私物の整理その他清掃作業への協力を求めることができるものとします。
お客様は、現金、貴重品、高額品、重要書類、電子機器、記録媒体、思い出の品その他代替困難な物品について、自らの責任において管理するものとします。
当ホテルは、明らかに不要物と認められる物品を除き、お客様の所有物と思われる物品を故意に廃棄しません。ただし、ゴミその他不要物と混在した状態で置かれた物品については、誤って回収又は廃棄される場合があります。
客室内の私物の紛失、盗難、滅失、誤廃棄その他の損害に関する当ホテルの責任及び補償については、第 16 条、第 21 条及び第 22 条の定めによるものとします。
客室清掃時の私物管理その他詳細な取扱いについては、利用規則の定めによるものとします。

第 25 条 客室変更

当ホテルは、設備故障、漏水、停電、修繕工事、衛生管理、安全管理、法令遵守その他ホテル運営上必要がある場合には、お客様に対し、同等又は合理的に代替可能な客室への変更をお願いすることがあります。
前項の場合、お客様には合理的な範囲でご協力いただくものとします。

© HOTEL LANDMARK UMEDA 2026 無断転載・複製・改変禁止

当ホテルの都合により客室変更をお願いする場合には、可能な限りお客様の不利益が生じないよう配慮します。
お客様が正当な理由なく前項の客室変更を拒否し、当ホテルの運営、安全管理又は他のお客様へのサービス提供に支障が生じるおそれがあると当ホテルが判断した場合には、当ホテルは宿泊契約を解除することがあります。
当ホテルが客室変更をお願いする場合であっても、当ホテルの故意又は重過失による場合を除き、お客様は客室の変更自体を理由として、慰謝料、営業損失、機会損失その他の特別損害を請求することはできないものとします。

第 26 条 客室内電話の利用及び外線の取次ぎ

当ホテルの客室内に設置された電話機は、館内内線通話専用とし、外線への発信にはご利用いただけません。フロントへのご連絡は「8 番」の内線にて承っております。
外部からお客様宛に電話があった場合、当ホテルは、発信者から申告されたお客様の氏名及び客室番号が一致した場合に限り、客室への取次ぎを行います。申告内容が一致しない場合又は迷惑若しくは悪質と当ホテルが判断した場合には、取次ぎをお断りすることがあります。
電話の取次ぎに関して特別なご希望（取次ぎ拒否、特定者からのみ取次ぎ可等）がある場合は、あらかじめフロントへお申し出ください。
お客様の安全及びプライバシー保護のため、当ホテルは必要に応じて電話の取次ぎを制限し、又はお断りすることがあります。

第 27 条 無料サービス等

当ホテルが提供するモーニングコール、タクシー手配、宅配便の取次ぎ、飲食店・観光施設その他各種案内等の無料又は付随的なサービス（以下「無料サービス等」といいます。）は、お客様への便宜として提供するものであり、その利用は、お客様ご自身の責任において行うものとします。
当ホテルは、無料サービス等について正確かつ適切な提供に努めますが、当ホテルの故意又は重過失による場合を除き、遅延、未実施、予約不能、手配不能、案内内容の変更、第三者によるサービス提供の中止若しくは内容変更その他これらに類する事由によりお客様に損害が生じた場合であっても、責任を負いません。
無料サービス等の利用に関して第三者との間で紛争その他の問題が生じた場合には、お客様と当該第三者との間で解決していただくものとし、当ホテルの故意又は重過失による場合を除き、当ホテルは責任を負いません。
当ホテルが受渡しの取次ぎ又は受渡場所を提供する、宅配便、フードデリバリーその他外部事業者によるサービスについては、お客様と当該事業者との契約に基づき提供されるものであり、商品の内容、品質、数量、配達時間、誤配、未配達その他これらに関する事項については、お客様と当該事業者との間で解決していただくものとし、当ホテルの故意又は重過失による場合を除き、当ホテルは責任を負いません。

第 28 条 Wi-Fi・コンピューター通信の利用・放送サービス

当ホテルは、館内及び客室において無線インターネット接続サービス（Wi-Fi）を提供しております。なお、当ホテルでは有線 LAN によるインターネット接続サービスは提供しておりません。
Wi-Fi その他のコンピューター通信サービスの利用は、お客様ご自身の責任において行うものとします。
当ホテルは、通信品質、通信速度、接続安定性、通信の継続性、特定の端末又はソフトウェアとの互換性その他サービスの完全性を保証するものではありません。
システム障害、通信障害、保守作業、停電、回線障害その他の事由により、予告なくサービスの全部又は一部を中断、停止又は終了することがあります。
お客様の端末設定、セキュリティ設定、ソフトウェア環境その他お客様側の事情によりサービスを利用できない場合があります。
当ホテルは、個別の端末設定、ソフトウェア設定その他技術的サポートを行う義務を負いません。
Wi-Fi その他のコンピューター通信サービスの利用又は利用不能に関連してお客様に生じた損害について、当ホテルの故意又は重過失による場合を除き、当ホテルは責任を負いません。
お客様が Wi-Fi その他のコンピューター通信サービスの利用に際し、法令若しくは公序良俗に反する行為を行い、又は当ホテル若しくは第三者に損害を与えた場合には、お客様はその損害を賠償するものとします。
当ホテルは、お客様による利用が不適切であると判断した場合には、事前の通知なく当該サービスの利用を制限又は停止することができるものとします。
当ホテルの客室テレビは地上デジタル放送のみ視聴可能です。BS 放送、CS 放送その他有料放送は提供しておりません。

第 29 条 ランドリーサービス

当ホテルでは、クリーニング（ランドリー）サービスを外部業者へ委託して提供しております。ご利用を希望されるお客様は、当日の午前 9 時までにフロントへお申し出ください。
仕上がりは原則として当日 18 時から 19 時頃を予定しておりますが、業者の都合、天候、交通事情、繁忙期その他の事情により、仕上がり時間が変更となる場合があります。
当該サービスは、原則として日曜日及び業者休業日は利用できません。また、年末年始、お盆、祝日その他特定の期間については、休業又は取扱内容が変更となる場合があります。
クリーニング料金は、品物の種類、素材、状態その他の事情により異なります。お客様の申告内容と業者の判断が異なる場合には、業者が定める料金及び取扱基準が適用されます。
ランドリーサービスの利用にあたり、染み抜き、特殊素材、高級衣類その他業者が特別な取扱いを要すると判断した物品については、追加の日数を要し、又は取扱いをお断りする場合があります。
お預かり品のクリーニング、保管、仕上がりその他の取扱いについては、当該業者の定める基準によるものとします。

© HOTEL LANDMARK UMEDA 2026 無断転載・複製・改変禁止

当ホテルは、ランドリーサービスに関するお客様と当該業者との連絡を仲介することがありますが、当ホテルの故意又は重過失による場合を除き、当該業者の業務に起因して生じた損害について責任を負いません。

第 30 条 カスタマーハラスメントへの対応

お客様による言動、要求又は行為が、社会通念上相当な範囲を超え、当ホテルの従業員、委託業者その他関係者の就業環境を害し、又はホテル運営に支障を及ぼすと当ホテルが判断した場合（以下「カスタマーハラスメント」といいます。）、当ホテルは宿泊契約の申込みを拒否し、又は宿泊契約を解除し、若しくはサービスの全部又は一部の提供を中止することがあります。
当ホテルは、カスタマーハラスメントに対し、警察、弁護士その他関係機関と連携のうえ、必要な措置を講じることができるものとします。
カスタマーハラスメントには、次の各号に掲げる行為を含みますが、これらに限られません。

1. 合理的な理由のない謝罪の要求
2. 過剰又は不合理な要求
3. 社会通念上過剰なサービス提供の要求
4. 商品交換、返金、値引き、金銭補償その他の要求であって、その内容又は方法が社会通念上相当な範囲を超えるもの
5. 暴行、傷害その他身体的攻撃
6. 脅迫、威圧、暴言、侮辱、名誉毀損、中傷その他精神的攻撃
7. 継続的又は執拗な言動
8. 長時間の居座り、電話、面談要求その他業務を妨害する行為
9. 差別的言動
10. 性的言動その他のハラスメント行為
11. 従業員個人に対する攻撃、付きまとい、私的接触の要求
12. 正当な理由なく従業員又は他のお客様を撮影し、録音し、又は録画する行為
13. SNS、インターネットその他の媒体における誹謗中傷、虚偽情報の発信又は拡散
14. 同一又は類似の要求、補償請求、説明要求若しくは調査要求を合理的な理由なく繰り返し、当ホテルの業務に著しい支障を及ぼす行為
15. その他当ホテルがカスタマーハラスメントに該当すると合理的に判断する行為

お客様の行為がカスタマーハラスメントに該当し、当ホテル、当ホテル従業員又は第三者に損害が生じた場合には、お客様は、当該行為と相当因果関係のある一切の損害を賠償していただきます。
これには、治療費、休業損害、慰謝料、精神的損害、カウンセリング費用、PTSD 等の心身の不調に伴う損害、代替要員確保費用、営業損害、調査費用、弁護士費用その他法的措置に要した費用等を含みます。

第 31 条 防災・緊急時の対応

当ホテルでは、消防法その他関係法令に基づき、館内各所に火災報知設備その他の防災設備を設置しております。火災、設備異常その他の事由により警報、館内放送その他の緊急案内が行われる場合があります。これらの防災設備の作動又は緊急案内に起因してお客様に損害が生じた場合であっても、当ホテルの故意又は重過失による場合を除き、当ホテルは責任を負いません。
地震、台風、豪雨、洪水、津波、落雷、火災、停電、感染症、テロ、暴動、行政機関による要請若しくは命令その他当ホテルの支配の及ばない事由により、お客様又は従業員の安全確保のため必要があると当ホテルが判断した場合には、お客様には当ホテル従業員の指示に従っていただきます。当ホテルは、避難誘導、客室の変更、施設利用の制限、営業の全部若しくは一部の中止その他必要な措置を講じることができるものとします。

第 32 条 監視カメラの設置

当ホテルは、防犯、安全管理、事故防止及び施設管理を目的として、館内の共用部その他必要な場所に監視カメラを設置しております。
監視カメラにより撮影された映像その他の記録情報は、当ホテルが適切に管理し、一定期間保存します。
当ホテルは、前項の記録情報を、防犯、安全管理、事故又はトラブルへの対応、法令遵守、当ホテル若しくは第三者の権利保全、保険会社若しくは弁護士への相談その他正当な目的のために利用することがあります。
当ホテルは、法令に基づく場合、警察、裁判所その他公的機関からの要請があった場合、又は事故若しくはトラブルへの対応その他正当な理由がある場合に限り、必要な範囲で記録情報を第三者へ開示することがあります。
当ホテルは、監視カメラにより取得した情報について、関係法令及び当ホテルの定める管理基準に従い適切に取扱うものとします。

© HOTEL LANDMARK UMEDA 2026 無断転載・複製・改変禁止

第 33 条 客室・備品等の破損・汚損

お客様が故意又は過失により、客室、共用部、設備、備品その他当ホテルが所有又は管理する物件を破損、汚損、滅失又は使用不能の状態にした場合には、お客様は当ホテルに生じた損害を賠償するものとします。
前項の損害には、修理費用、交換費用、復旧費用、原状回復費用、特別清掃費用、消毒費用、消臭費用、廃棄費用、調査費用その他当ホテルが当該損害への対応のために要した合理的な費用を含むものとします。
前項の破損、汚損、滅失その他の事由により、客室又は設備の利用制限、販売停止又は営業上の制約が生じた場合には、当ホテルは前項の費用に加え、販売機会の損失、休業損害その他これらに類する合理的な損害についても請求することができるものとします。
当ホテルは、破損、汚損、滅失その他の内容、原因及び損害額について、写真、動画、修理見積書、請求書、館内記録、防犯カメラ映像その他合理的な資料に基づき判断します。
お客様は、客室、共用部、設備又は備品の破損、汚損その他異常を発見した場合には、速やかにフロントへ申し出るものとします。
通常の使用による経年劣化、自然損耗その他お客様の責に帰することのできない事由については、本条の適用対象としません。
当ホテルは、本条に基づく損害賠償について、お客様その他法令上責任を負う者に対し、法令に従い請求することができるものとします。

第 34 条 補償等に関する最終決定権

返金、補償、損害賠償、見舞金、示談、和解、料金の減免その他金銭の支払又は法的責任に関する一切の判断は、当ホテルの最高責任者又はその権限を正式に委任された者が、事実関係、関係法令、宿泊約款、本利用規則その他一切の事情を総合的に調査及び検討したうえで最終的に決定します。
当ホテルの従業員は、返金、補償、損害賠償、見舞金、示談、和解、料金の減免その他法的責任を確定し、承認し、又は約束する権限を有しません。
当ホテルの従業員による謝罪、説明、案内、回答、見解、発言、提案、事実確認その他これらに類する対応は、お客様への接遇又は事実確認その他通常の業務として行われるものであり、当ホテルの法的責任の承認、債務の承認、返金若しくは補償の約束又は最終判断を意味し、又はこれらを確定するものではありません。
当ホテルは、事実関係の調査その他必要な確認が終了するまでは、返金、補償、損害賠償、見舞金、示談、和解、料金の減免その他法的責任に関する最終的な判断を行いません。
お客様は、当ホテルの従業員による説明、謝罪、回答、発言その他前各項に定める対応のみを理由として、当ホテルの法的責任、返金、補償、損害賠償、示談、和解、料金の減免その他一切の事項が確定したものと主張し、又はこれを根拠として請求その他の権利を主張することはできません。

第 35 条 宿泊約款・利用規則の遵守

お客様は、本宿泊約款、利用規則その他当ホテルが定める諸規則を遵守するものとします。
お客様は、宿泊中において、当ホテルが安全管理、衛生管理、防犯管理、法令遵守その他ホテル運営上必要と判断して行う指示又は要請に従うものとします。
お客様が当ホテル内又は敷地内において写真撮影、録画、録音その他これらに類する行為を行う場合には、本宿泊約款、利用規則その他当ホテルが別途定めるルールに従うものとします。
お客様が前各項に違反し、又は当ホテルの指示に従わない場合であって、当ホテルの運営、安全管理若しくは他のお客様へのサービス提供に支障が生じるおそれがあると当ホテルが判断したときは、当ホテルは第 5 条及び第 8 条の規定に準じて、宿泊契約の締結を拒否し、若しくは宿泊契約を解除し、又は退去を求めることができるものとします。

第 36 条 準拠法及び管轄裁判所

本宿泊約款及びお客様と当ホテルとの宿泊契約その他これに関連する一切の法律関係については、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈されるものとします。
お客様と当ホテルとの間で、本宿泊約款、宿泊契約又はこれらに関連して生じた一切の紛争については、大阪地方裁判所又は大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
本宿泊約款を複数の言語で作成した場合において、各言語版の内容に相違又は矛盾が生じたときは、日本語版を正本とし、日本語版を優先して適用するものとします。

第 37 条 宿泊約款及び利用規則の改定

当ホテルは、法令の改正、社会情勢の変化、サービス内容の変更、経営上又は運営上の必要その他相当の事由がある場合には、本宿泊約款及び利用規則を変更することができるものとします。
本宿泊約款及び利用規則を変更する場合には、変更後の内容及びその効力発生日を、当ホテルの公式ウェブサイトへの掲載その他当ホテルが適当と認める方法により周知します。
変更後の宿泊約款及び利用規則は、効力発生日以後に締結される宿泊契約について適用されるものとします。

© HOTEL LANDMARK UMEDA 2026 無断転載・複製・改変禁止

別表第 1 宿泊料金等の内訳

区分	内訳	内容
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	1. 予約申込時の宿泊料金
宿泊客が支払うべき総額	その他	2. その他、宿泊に付随する代金
宿泊客が支払うべき総額	税金	3. 消費税 4. 宿泊税 ※別表第 3

宿泊料金は、当ホテル館内の掲示料金、公式ウェブサイト、予約サイトその他当ホテルが提示する料金によります。
客室の定員を超える人数での利用はできません。
セミダブルルーム、ツインルームその他複数名利用可能な客室については、宿泊人数に応じた料金が適用されます。
予約内容と異なる人数で宿泊した場合には、追加料金の請求、宿泊契約の解除その他当ホテルが必要と認める措置を講じることがあります。
当ホテルの客室は、お子様の添い寝利用を前提とした設備及び運営を行っておりません。安全管理上の理由により、添い寝利用はお断りしております。
当ホテルの客室定員は全室 2 名です。3 名以上での利用はできません。

別表第 2 違約金（キャンセル料）

区分	契約申込人数	不泊	当日	前日	9 日前	20 日前
一般	14 名迄	100%	80%	20%		
団体	15～49 名	100%	80%	20%	10%	
団体	50 名以上	100%	100%	80%	20%	10%

「%」は、宿泊契約成立時の宿泊料金（提携事業者との提携宿泊プランにおける提携料金分を含みます。）に対する違約金の割合を示します。
「一般」とは 14 名以下の宿泊契約をいい、「団体」とは 15 名以上の宿泊契約をいいます。
「人数」の表示は、一般については宿泊日の 10 日前時点、団体については宿泊日の 31 日前時点において当ホテルに通知されている宿泊予定人数を基準とします。
「当日」「前日」「9 日前」「20 日前」等の日数は、キャンセル申出日から宿泊日までの日数をいいます。
違約金は、消費税相当額を含む宿泊料金を基礎として算出します。なお、違約金には消費税は課税されません。
お客様が宿泊契約の全部又は一部を解除した場合、違約金は取消しの対象となった宿泊日及び人数ごとに算出します。
1 室複数名利用契約において一部の宿泊者のみが宿泊契約を解除した場合には、解除されなかった部分について変更後の宿泊料金を適用し、解除された部分については変更前後の宿泊料金の差額を基礎として違約金を算出します。
当ホテルは、宿泊プラン、団体契約その他宿泊契約の内容に応じ、別途特約として異なる違約金の定めを設けることがあります。この場合には当該特約を優先して適用します。

別表第 3 大阪府宿泊税

2025 年 9 月 1 日～新施行 消費税等を含まない宿泊料金（一人一泊）	税率
5,000 円未満	課税されません
5,000 円以上 15,000 円未満	200 円
15,000 円以上 20,000 円未満	400 円
20,000 円以上	500 円

税を納める方：大阪府内のホテル、旅館、簡易宿所、国家戦略特別区域法に規定する認定事業に係る施設（特区民泊）及び住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊施設に係る施設における宿泊者
条例改正により変更される場合があります。

© HOTEL LANDMARK UMEDA 2026 無断転載・複製・改変禁止

著作権について

本宿泊約款・利用規則の著作権は HOTEL LANDMARK UMEDA に帰属します。

当ホテルの書面による事前承諾なく、本書の全部又は一部を複製、転載、改変、配布又は二次利用することを禁止します。

© HOTEL LANDMARK UMEDA 2026 All Rights Reserved.

本書はホテルランドマーク梅田の正式な宿泊約款・利用規則です。

HOTEL LANDMARK UMEDA
© HOTEL LANDMARK UMEDA 2026 All Rights Reserved.